

## 経緯

- H19. 12 新明和工業(株)へ立入検査を実施した結果、完成検査の実施体制が疑わしかったため、道路運送車両法第100条に基づく報告を求めた。
- H20. 2 新明和工業(株)から完成検査の一部未実施であったと報告があったことを受け、業務体制を改善するよう指示するとともに、調査期間を拡大して原因究明の徹底を指示した。また、それらの内容を公表した。
- H20. 4 新明和工業(株)から過去の完成検査実施状況の調査及び原因究明の結果を踏まえた、業務体制の改善について報告があった。また、それらの内容を公表した。
- H20. 6 H20.4の改善報告どおりに完成検査を行っているか確認するために立入検査を実施したところ、改善報告日以降においても完成検査の実施状況について疑義が生じたことから、再調査を指示した。
- H20. 12 新明和工業(株)から再調査結果を確認したところ、問題がないことが確認できた。